

令和元年度 部局長マネジメント方針

ながい りょうへい
財務部長 永井 良平



仕事に対する基本姿勢

財務部は、市の財政や、公有財産の管理、工事・物品購入の契約、検査などに関する事務を担っています。

人口減少社会を迎える中、全国の地方自治体を取り巻く財政環境は今後益々厳しくなることが予測されており、本市もその例外ではありません。本市の財政は、平成29年度決算の実質収支では23年連続の黒字を確保しましたが、既存事業の見直しや基金の取崩しなどにより厳しい財政運営を行っています。一方、本年度は、この間重点的に財源を投入しています。小学校普通教室への空調設置や中学校給食など義務教育環境の整備、ラグビーワールドカップ2019の花園開催、文化創造館の整備といった事業が、市民の皆さまの目に見えるかたちで花開いていく年であると感じています。

今後中長期的にもなお厳しい財政状況が続くことが見込まれますが、最小の経費で最大の効果をあげることを基本姿勢に、予算編成過程において事務事業の見直しや効率的、効果的な財源配分に努め、健全かつ安定的な財政運営に努めてまいります。また、公有財産については、いわば市民の皆さま共有の財産であり、その適正な管理に努めますとともに、不要となった市有地の売却等の有効活用を進め、財源確保を図ってまいります。契約業務においては、本年度から最低制限価格の事後公表や低入札価格調査制度などを導入し、さらに競争性、透明性、公正性を確保した入札執行をするとともに、今後も入札契約方式の不断の改善のため研究を行ってまいります。

財務部は、市民の皆さまと直接接することは比較的少ない部局ですが、市行政を「縁の下」でしっかりと支えていかなければならない責任のある組織です。活力と魅力あふれる都市・東大阪市を将来にわたり持続、発展させていくため、なお一層の努力をしております。申し上げるまでもありませんが、市役所は、市民の皆さまに最も身近なところで行政サービスを担う基礎的自治体であることを十分に踏まえ、引き続き財務部全職員がコンプライアンスを遵守し、真摯な姿勢で仕事に取り組んでまいります。

平成30年度の振り返り

平成31年度（令和元年度）の予算編成に臨むに当たり、中長期財政収支見込（平成30年度～平成39年度）を試算したところ、本市の財政は引き続き厳しい状況が見込まれましたが、「健全かつ安定的な財政運営」と「東大阪・活力と魅力の創造」の推進を両立させるため、既存事業の見直しなどの行財政改革による財源の確保に努め、当初予算において、子育て支援施策や教育現場におけるサポート体制の充実、将来に向けた業務改革・事務の効率化などにも焦点をあてながら、ラグビーワールドカップ2019の花園開催、文化創造館の開館、小学校空調の稼働、中学校給食の段階的实施などの予算を計上しました。

また、財源確保策の柱の一つである市有財産の有効活用においては、市有地をはじめ旧里道敷、水路敷の売却により約9千万円の収入を得たほか、旧大阪ホールセール跡地など長年未利用となっていた市有地について、一般競争入札による貸付を実施しました。

庁舎管理においては、庁舎施設及び設備の老朽化や不具合に伴う課題解消を図りました。具体的には、本庁舎駐車場管制システム更新のほか、大阪北部地震、平成30年7月豪雨、台風21号等の自然災害に伴い被害を受けた施設や設備の復旧業務に取り組みました。その他、本庁舎内の喫茶店が退去したことに伴い、来庁者の利便性のためコンビニエンスストアの誘致を目指し、一般競争入札により事業者選定に至りました。また、本庁舎を活用しテレビドラマの撮影に協力することにより、東大阪市のPRを積極的に図りました。

契約事務については、競争性・透明性・公正性の確保をより一層図るため、建設工事等に係るすべての入札案件を電子入札による一般競争入札で執り行いました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 将来にわたり持続可能な安定した財政運営の堅持

今後人口減少社会が本格化し、これまで以上に厳しい財政運営が予測される中、中長期的な視点で持続可能な安定した財政運営を堅持するため、新たな収入の確保、事務事業の見直し及び業務の効率化などによる財源の確保に引き続き努めてまいります。

令和2年度の予算編成に当たっては、引き続き施策の「選択と集中」「優先順位の明確化」の考え方のもと取り組んでまいります。

また、市民の皆さまにより良く本市の財政状況をご理解いただくため、市ウェブサイト等において、財務諸表も用い、わかりやすく本市の財政状況をお知らせします。

2 市有財産の有効活用と庁舎の適正管理・整備

市有地の有効活用については、関係部局と連携し、専門家の意見も参考にしながら、財源の確保はもとより、地域の活性化や賑わいづくりの観点等も踏まえ、売却、貸付など有効活

用に積極的に取り組んでまいります。

庁舎管理においては、本庁舎が竣工から16年を経過した中で、市民サービスの向上と働きやすい環境の整備を目的に、本庁舎ゾーニングの改善計画を作成し、オフィスレイアウトの見直しを実施してまいります。また、本庁舎の長寿命化を図るべく、定期点検や劣化調査等の状況を把握し、効率的かつ効果的な改修を実施していくため、長寿命化計画の策定に向けた検討を進めてまいります。

平成29年10月に着手した新旭町庁舎整備事業については、本市東部地域の市民サービスの拠点となるものであり、本年9月末の竣工、10月の供用開始に向け、引き続き取り組むとともに、新庁舎整備に伴う余剰地を活用した民間収益事業により、来庁者のさらなる利便性向上を図ってまいります。

3 契約事務の不断の改善と市内企業の受注機会拡大

契約事務については、より一層競争性、透明性、公正性を高めるため、入札制度の改善にたゆむことなく取り組みます。また、平成30年10月に策定された本市内部統制基本方針・指針も踏まえ、全庁的な契約事務の統括指導に努めます。

本年度からの具体的な取組として、建設工事等の入札において、最低制限価格の公表時期を事後公表とするとともに、一定規模以上の予定価格の案件において低入札価格調査制度を導入します。また、建設工事において、各案件の内容を勘案して、総合評価一般競争入札方式を用い、より効率的、効果的な契約を行ってまいります。

適正な工事の施工については、引き続き建設業法をはじめ関係法令遵守と社会保険の加入など適正な労働条件の確保に努めてまいります。

また、建設工事や物品購入等の発注に当たっては、透明かつ公正な競争入札及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、市内経済の活性化、また業者育成のため、引き続き市内企業、業者の受注機会の拡大に努めます。